

内共第 11 号第五種共同漁業権遊漁規則

第 1 条 (目 的)

この規則は、角館漁業協同組合が免許を受けた内共第 11 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という）の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、いわな、やまめ、うぐい、こい、ふな、かじか、やつめ、をいう。以下同じ）の採捕、（以下「遊漁」という）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請してその承認を受けなければならない。

2. 前項の規定による申請は手釣、竿釣による遊漁の場合は口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。
3. 組合は第 1 項の規定による申請があったときは手釣、竿釣による遊漁の場合には第 1 2 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により、当該水産動物の保護培養若しくは組合員、若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合、又は第 1 2 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。
4. 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに第 7 条第 2 項及び第 3 項の遊漁料を同条第 4 項の方法により組合ないし取扱所に納付しなければならない。

第 3 条 (漁具、漁法の制限)

角館漁業協同組合第五種共同漁業権内に於いての漁具、漁法による遊漁は、魚種により手釣り・竿釣り・がら掛け・やす突き・手づかみ以外の遊漁をしてはならない。

2. あゆ及びやつめについては、第 4 条の規定による区域及び期間内であっても、通常総会で定める場所及び期間でなければ、手釣り・竿釣りによってする場合を除き、遊漁をしてはならない。

第 4 条 (遊漁期間)

次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の漁業の方法により、ウ欄の統数又は規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければ遊漁をしてはならない。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数又は規模	エ 区 域	オ 期 間
あ ゆ 漁 業	竿 釣	な し	全 区 域	7/1～10/31
	が ら 掛 け	な し	釣専用区以外の区域	8/15～10/31
こ い 漁 業	竿 釣	な し	全 区 域	1/1～12/31
や ま め 漁 業	竿 釣	な し	全 区 域	4/1～9/20
う ぐ い 漁 業	竿 釣	な し	全 区 域	1/1～12/31
	や す 突 き	な し	釣専用区以外の区域	8/15～翌年 4/30
ふ な 漁 業	竿 釣	な し	全 区 域	1/1～12/31
い わ な 漁 業	竿 釣	な し	全 区 域	4/1～9/20
か じ か 漁 業	竿 釣	な し	全 区 域	5/1～12/31
	や す 突 き	な し	全 区 域	5/1～12/31
や つ め 漁 業	や す 突 き	な し	全 区 域	1/1～12/31
	手 づ か み	な し	全 区 域	1/1～12/31

※その他

① 保護区域の設定について。

イ、鶴ノ崎堰堤（淀用水取水頭首工）堤体中央から上流20m、下流30mは竿釣以外の漁獲を禁止する。

ロ、鶴ノ崎堰堤（淀用水取水頭首工）より下流、玉川合流点迄の区間は7月1日より9月20日まで竿釣以外の漁獲を禁止する。

ハ、組合が産卵場（うぐい、かじか、やつめ）として別に定めて公表する区域、期間についての遊漁は禁止する。

第5条 （禁止区域）

前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においてはそれぞれ右欄の期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
夏瀬ダム下流端から大尻高堰堤堤体中央より下流90mまでの玉川本流	1月1日から 12月31日まで

第6条 （全長制限）

左の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採

捕してはならない。

魚 種	大 き さ
こ い	15センチメートル
や ま め	15センチメートル
い わ な	15センチメートル
か じ か	4センチメートル

第7条 (遊漁料の額及び納付方法)

遊漁料は次のとおりとする。但し第2項の場合において遊漁者が未就学の幼児、及び小中学生徒又は肢体不自由者の場合は無料とし、次項但し書きに規定する方法により納付する場合は800円を加算する額とする。

2. 手釣、竿釣、がら掛けによる遊漁料の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	
やまめ・いわな・ うぐい・こい・ ふな	手釣・竿釣	日釣1,400円	年間釣8,000円
あゆ	手釣・竿釣・がら 掛け	日釣1,800円	年間釣9,000円
全魚種	手釣・竿釣	日釣2,100円	年間釣10,000円

3. その他の場合

- ① 刺し網、投げ網による遊漁をしてはならない。
- ② やす突き、手づかみによる年間遊漁料

魚 種	漁具・漁法	遊漁料(年間)
こい・うぐい・ふな・ かじか・やつめ	やす突き 手づかみ	4,200円

4. 遊漁料の納付は次に掲げる場所において納付しなければならない。

イ. 手釣、竿釣、がら掛け以外の漁法の遊漁料の納付については組合事務局に納付しなければならない。

ロ. 日釣、年間釣、がら掛けの場合は以下の遊漁料納入場所に納付する事が出来、納入場所で承認証を交付する。(別記様式第1号参照)

但し遊漁承認証を携帯して入川するのが原則であるが手釣、竿釣、がら掛けによる遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができ監視員が承認証を交付する。この場合第1項の通り800円を加算した額とする。

遊 漁 料 納 入 場 所		
住 所	取扱い所	電 話
仙北市角館町北野62-2	角館漁業協同組合事務所	55-4877
〃 西木町檜木内字吉田133-2	木 元 久 雄	48-2908
〃 田沢湖角館東前郷字太田地内	佐藤オトリ販売所	44-3299
〃 角館町小勝田間野地内	森オトリ販売所	090-2600-5491
〃 〃 小勝田中川原139-8	藤 枝 富 治	55-4235
〃 〃 菅沢21-8	村 上 久 夫	55-1417
〃 田沢湖小松字二枚橋5-1	ローソン神代店	44-2359
〃 角館町下菅沢220-3	ローソン角館岩瀬店	55-1107
上記以外の角館漁業協同組合が別に定め公表する遊漁券取扱い所		

第8条 (共通遊漁の承認に関する事項)

この漁場区域において、秋田県内水面漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁証を使用して遊漁しようとする者は第2条、第7条の規定にかかわらず、次の遊漁料を納付しなければならない。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
溪流魚 (やまめ、いわな等)	手釣・竿釣	15,000円

2. 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。
秋田県内水面漁業協同組合連合会及び同会の指定する販売所。
3. 第1項の共通遊漁証は秋田県内水面漁業協同組合連合会が別に定めるものとする。
4. 遊漁に際しては、当該遊漁証を所持しなければならない。
5. 第1項の規定にかかわらず、前項の規定に違反した者については、第7条に規定する遊漁料を徴収する。

第9条 (遊漁承認証に関する事項)

組合は第2条第1項及び第8条の承認をしたときは遊漁承認証（以下、日釣の場合は「日釣遊漁証」年間釣の場合は「年間遊漁証」共通釣の場合は「共通遊漁証」という）を遊漁者に交付するものとする。

2. 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

第10条 (遊漁に際し守るべき事項)

遊漁者は遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し漁場監視員の要求があった時はこれを提示しなければならない。

2. 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
3. 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち他の迷惑となる行為をしてはならない。

第11条（漁場監視員）

漁場監視員はこの規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。

2. 漁場監視員は身分証明証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

第12条（違反者に対する措置）

組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の停止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

2. この規則に定めるものの外、この規則の実施に関し必要な事項は理事会で定める規定によるものとする。

第13条（外来魚の再放流の禁止）

採捕された外来魚（オオクチバス、コクチバス及びブルーギル）は再放流（リリース）してはならない。

附 則

この規則は平成26年1月1日より施行する。

附 則

この規則は平成28年1月1日より施行する。

附 記

平成28年3月20日 一部変更 平成29年1月25日 認可

附 則

この規則は平成29年2月6日より施行する。